

## 罹災証明について

罹災証明書は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象（火災を除く。）によって生じた被害（以下「罹災」という。）の状況に対する証明書です。

証明書の交付の対象となるものは、罹災した不動産、動産その他これらに類するものです。

（証明区分）

**罹災証明書** 罹災証明書罹災物件が確実な証拠によって立証できる場合又は調査職員の現場確認等により証明するものです。

**罹災届出証明書** 罹災届出証明書罹災物件が確実な証拠によって個々に立証できない場合に証明するものです。

罹災証明についてのお問い合わせ先

黒滝村役場 総務課



